事　務　連　絡
平成 21 年 9 月 18 日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

ウイルスサーベイランスにおける新型インフルエンザ薬剤感受性
サーベイランス及びウイルス同定用抗血清キットの送付等について

新型インフルエンザにかかるサーベイランス体制については、平成21年8月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」（以下、「サーベイランス事務連絡」という。）においてお示しし、貴管内の関係機関への周知とその着実な実施をお願いしてきたところです。

サーベイランス事務連絡におけるウイルスサーベイランスについては、インフルエンザウイルスの型・亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A／H1N1）の割合を評価するとともに、抗原性、薬剤感受性、病原性の変化等を把握し、診断・治療方針の見直しなどに役立てることとしています。

今般、国立感染症研究所より、オセルタミビル耐性の新型インフルエンザウイルス確認検査に係る実施要領及び新型インフルエンザウイルス同定用抗血清キットについて、別添１、別添２の通り、地方衛生研究所に配布されたところであり、各研究所においても、ウイルスの性状について一定程度の評価が可能となることから、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、ウイルスサーベイランスの体制整備を一層進めていただき、インフルエンザの流行に備えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、四種病原体等となる新型インフルエンザ等感染症の病原体の運搬に当たって、具体的な梱包方法等については、別添３をご活用いただくとともに、以下のホームページに掲載いたしましたので、関係機関に周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、サーベイランス事務連絡におけるウイルスサーベイランスを別添４の通り改定し、ウイルスサーベイランスにおける iNESID を用いた厚生労働省への報告については不要とすることとしましたので、あわせて御了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

国立感染症研究所　感染症情報センター

・インフルエンザ A(H1N1)pdm ウイルス株輸送に関する資料
http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/pdf09/transportationA.pdf

（参考）臨床検体輸送に関する資料
http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/pdf09/transportationB.pdf

別添１

地方衛生研究所　所長　殿　　平成21年９月４日

国立感染症研究所　所長　宮村達男

「新型インフルエンザ A/H1N1pdm 株の抗インフルエンザ薬感受性サーベイランス実施のお願い」

昨シーズンは季節性インフルエンザ A/H1N1 株のオセルタミビル（商品名：タミフル）耐性株のサーベイランスにご協力くださいましてありがとうございました。各地衛研の迅速な対応により医療現場にタイムリーに耐性株の流行情報を還元することができ、インフルエンザ株サーベイランス事業として社会的に大きな貢献ができました。地衛研の皆様には改めて御礼申し上げます。

さて、６月下旬から幾つかの国でタミフル耐性の新型インフルエンザA/H1N1pdm株の報告があり、現時点で４カ国９株の耐性株が見つかっており、そのうちの５株はわが国で検出されています。現在新型インフルエンザに対するワクチン製造が進められているものの、供給可能となるまではタミフルを含む抗インフルエンザ薬による治療に依存せざるを得ないのが現状です。このことから耐性株の出現状況を継続的に監視し、適宜に情報を医療機関へ還元することが新型インフルエンザ対策の上で重要です。

そこで、昨シーズンまで実施してきた季節性 A/H1N1 株のオセルタミビル耐性サーベイランスを本年度は新型A/H1N1pdm 株における耐性株サーベイランスとして実施することとしました。つきましては、別紙の実施要領および実験プロトコールに従って、耐性株の検出と報告およびウイルス分与をしていただきますようお願い申し上げます。

別紙

新型インフルエンザ A/H1N1pdm 分離株のオセルタミビル感受性サーベイランス 実施要領

[目的]

新型インフルエンザ A/H1N1pdm 株の流行において抗インフルエンザ薬オセルタミビル耐性株の検出および流行状況を継続的に監視し、国および各自治体医療機関へ適宜情報を還元し、新型インフルエンザ対策の一助とする。

[実施要領]

1. A/H1N1pdm 分離株のＮＡ遺伝子上の耐性株マーカーの同定：
   - 新型インフルエンザ A/H1N1pdm 分離株について、ＮＡ遺伝子上の H275Y 耐性株マーカーの有無を同定する。
   - 抗インフルエンザ薬投与患者の検体から分離された株については、優先的に同定検査を実施する。
   - H275Y 耐性株マーカーの同定は、部分シーケンス法により、感染研から配布された実施マニュアル（別添）に従って実施する。
   - 部分シーケンス法に用いるプライマーおよび試薬は、感染研から配布される。プライマーと共に配布される試薬は、BigDye Terminator v3.1 Cycle Sequencing Kit (Applied Biosystems)です。One Step RNA PCR Kit、ウイルス RNA 抽出キットおよび各種精製キットは含まれません。各自で準備お願いします。
   - 解析する株数は、毎週概ね５株を目標値として実施する。

2. 結果報告とウイルスの送付：
   - H275Y マーカーが同定された分離株が見つかった場合は、感染研から配布されるエクセルファイルに検出株/解析株数などの必要情報を記入し、ファイルを添付したメールで下記担当者へ速やかに連絡する。
   - 連絡と並行して、H275Y（＋）ウイルスのＮＥＳＩＤ登録、感染研への発送を行う（送料は感染研が負担）。
   - 陰性結果については、月ごとに解析株数をまとめ、配布のエクセルファイルに記入し、メールで下記担当者へ連絡する。

3. ＮＡシーケンス用プライマー情報、実験マニュアル、ウイルス情報記載用エクセルファイル
   - 別添で感染研からメール連絡網で配布されます。

4. なお、季節性 A/H1N1 分離株の薬剤耐性株サーベイランスについては、分与依頼に基づき送られた株について感染研で引き続き遺伝子解析および感受性試験を実施いたします。

5. ウイルスの送付および実施の詳細については国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター第１室ＮＩ耐性株サーベイランス担当者

氏家誠（ujike@nih.go.jp）へ連絡ください。

TEL　042-561-0771

以上、よろしくご協力お願いいたします。

インフルエンザウイルス研究センター長　田代眞人

第１室長　小田切孝人

別添２

平成２１年８月２８日

都道府県および政令都市衛生研究所
インフルエンザ担当者　殿

[2009/2010 シーズン新型インフルエンザ A/H1pdm ウイルス同定用抗血清キットの送付について]

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃よりインフルエンザサーベイランス事業に多大なご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の新型インフルエンザウイルス同定キットができましたのでお送りいたします。本来ならば、2009/2010 シーズン用に準備を進めているインフルエンザウイルス同定用フェレット抗血清キットと一緒に配付するところですが、新型 A/H1N1pdm ウイルスによる流行が始まっていますので、本抗血清キットを早めに緊急配布することに致しました。本キットにより同定された新型インフルエンザウイルスの分離情報は、病原体検出情報システムへ登録していただきますようお願い申し上げます。なお、H1、H3、Ｂ型同定抗血清キットは例年通りの日程でお送りいたしますので、併せてよろしくお願いします。

国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターでは、病原体検出情報システムにご登録された情報をもとに、コンピューターシステムを用いたランダマイゼーションによって分与依頼株を決定しております。分与いただきましたウイルス株の詳細な抗原解析や遺伝子解析の結果は WHO インフルエンザワクチン推奨株選定会議で報告され、インフルエンザの流行予測およびワクチン株選定の資料とさせていただいております。

インフルエンザウイルスワクチン株の採用には、現時点では発育鶏卵分離株であることが必須となっております。発育鶏卵でのウイルス分離も併せてご協力お願いします。なお、分与いただきました MDCK 細胞分離株につきましても将来的に分離株がワクチン候補株として選択される可能性があり、後日発育鶏卵での再分離のために検体の分与をお願いすることもありますので検体の一部を保管していただきますようお願いいたします。

お手数ですが、キットをお受け取りになりましたら、同封の受領書に必要事項をご記入の上、FAX にてご返送ください。ご返送いただいた機関名、FAX 番号をもとに分与依頼書を作成しますのでよろしくお願いいたします。

敬具

国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター
センター長　田代眞人
第一室長　　小田切孝人
担当　　岸田典子
〒208-0011　武蔵村山市学園 4-7-1
TEL　042-561-0771(Ext. 3934, 3936)
FAX 042-561-6149

別紙

2009/2010 シーズン　新型インフルエンザ A/H1N1pdm サーベイランスキット仕様

不活化ウイルス抗原

A/California/7/2009 (H1N1)pdm

家兎免疫血清　（2 ml）

抗 A/California/7/2009 (H1N1)pdm 血清　Lot. A

抗血清を RDE (II) 「生研」（デンカ生研）で定法に従って処理後、滅菌生理食塩水を血清の最終希釈が 10 倍になるように加える。血清による血球の非特異凝集を防止するために HI 試験時に使用する血球(Packed cell として最終容量の 10% (vol/vol))を用いて、血清中の非特異的血球凝集因子を吸収後、試験に供する。

HI 試験における血清の希釈は 10 倍から 20480 倍までを用いる。

（参考資料）

新型インフルエンザ A/H1pdm ウイルス同定用抗血清を用いた赤血球凝集抑制試験の参考例

表　抗A/California/7/2009 (H1N1)pdm血清の反応性の評価

ウイルス	亜型	抗A/California/07/2009 (H1N1)pdm ウサギ血清							継代歴
		No.2	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	
A/Brisbane/59/2007 (H1N1)	H1	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	E4
A/California/07/2009 (H1N1)pdm	H1pdm	640	1280	640	320	640	320	640	E2+2
A/Narita/1/2009 (H1N1)pdm	H1pdm	640	1280	1280	640	1280	640	1280	E2
A/Narita/1/2009 (H1N1)pdm	H1pdm	5120	2560	2560	1280	2560	1280	2560	C2
A/Uruguay/716/2007 (H3N2)	H3	80	40	20	40	40	40	40	SpfCk1 E3+2
B/Malaysia/2506/2004	B/Vic	40	40	40	40	80	20	20	E3/E1+2
B/Florida/4/2006	B/Yam	40	40	20	20	40	20	20	E2/E1+1

＊配布血清(Lot. A)は表のNo.2, 5, 6, 7, 8, 9, 10のウサギ血清を混合したものである。

別添３

「カテゴリーA」でインフルエンザ A(H1N1)pdm ウイルス株を送付する際の梱包について

基本三重梱包の手法

輸送時に、**国連規格容器を用いた三重梱包** ＜包装→マーキングと宛名→ラベル貼付→書類等作成＞を行えば国内航空輸送が可能です。危険物扱いになりますので、必ず事前に航空会社**貨物カウンター**に希望の便への搭載予定を連絡して下さい。

＊輸送費用の感染研着払いを求める場合は、４種特定病原体の要件（国連容器を用いた三重梱包）を満たした上で、ゆうパック（陸送のみ）で発送することが可能です。（平成21年９月１日現在）

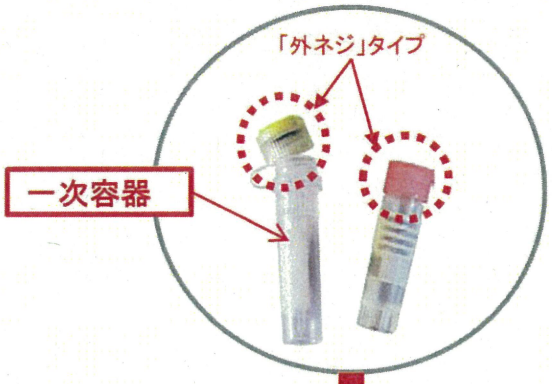

一次容器は、以下の要件を備えていること

- **「外ネジ」タイプのチューブ　・防水性　・密閉性**

※内ネジのチューブは、ネジ筋に沿ってリークが起こる可能性があるため外ネジタイプを使用。

- **「輸送している病原体の必要な情報」が記載されたラベルを貼付**

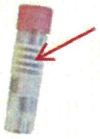

記載項目および記載例

- 分離株 ID/番号
- 分離株名
- 亜型と継代歴（細胞名、継代数）

例：
eiken 1234
A/NIPPON/1/2009
AH1pdm　MDCK 1

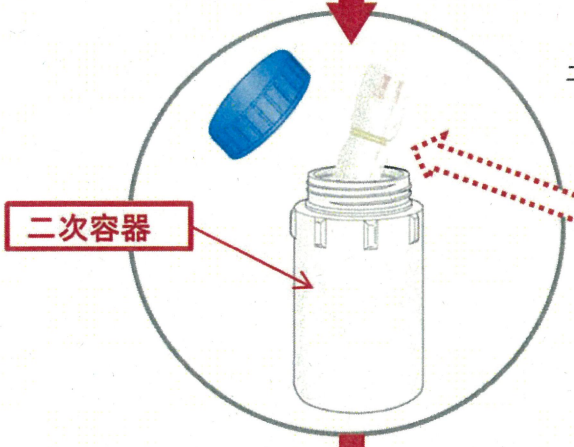

二次容器は、一次容器の保護の為に以下の要件を備えていること

- **耐久性　・防水性　・密閉性**

二次容器の中には、液体全部を吸収するために十分量の吸収材を入れ、緩衝材で包んだ一次容器を入れる。

カテゴリーAラベル

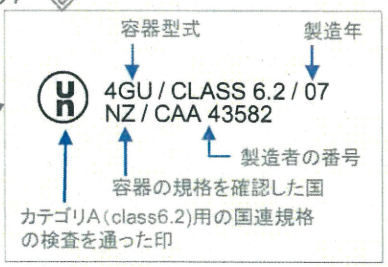

外装容器には二次容器と一緒に検体送付状を入れる

検体送付状
・・・・

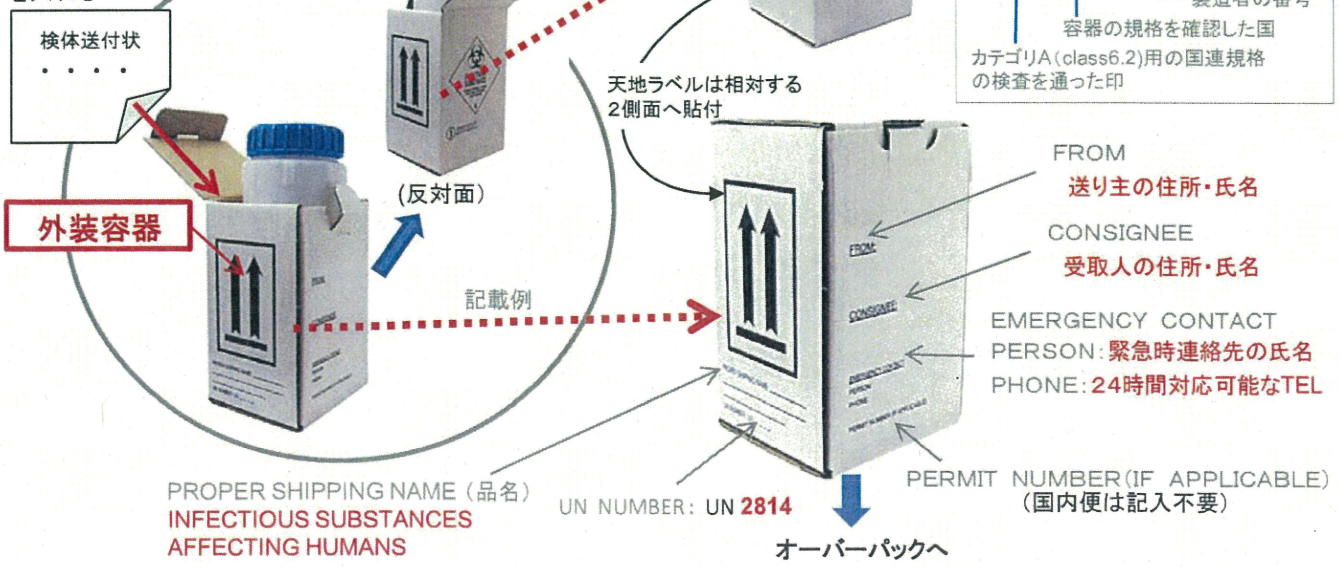

オーバーパック使用時の注意

◆ オーバーパック表書の必要記載と貼付ラベル（例）

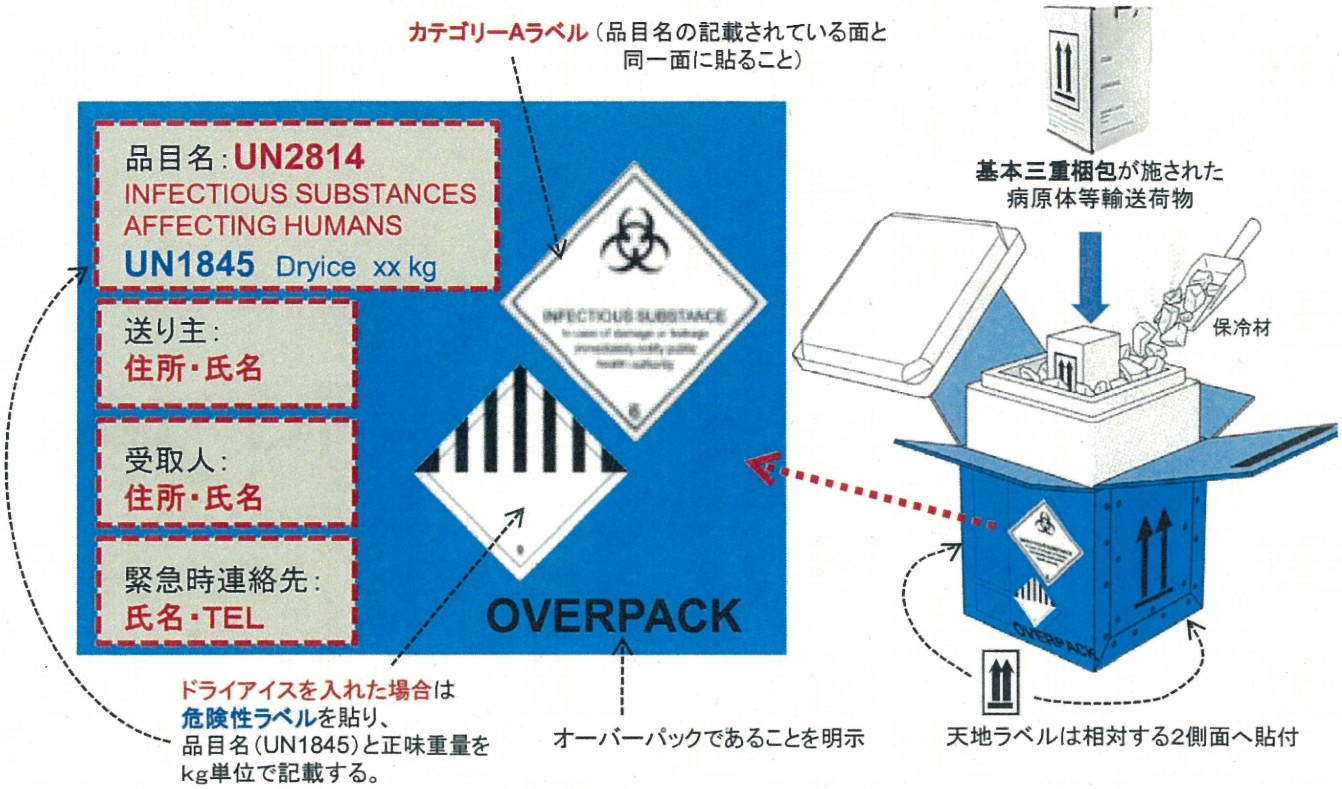

危険物申請書 記入例

下記の項目については以下（赤文字）に記入例を示します。個別の事例で異なる場合には、事前にそれぞれの航空会社貨物カウンターへご相談ください。（※ドライアイスについての記載場所は航空会社で異なりますので、ご注意ください）

（JALの場合）

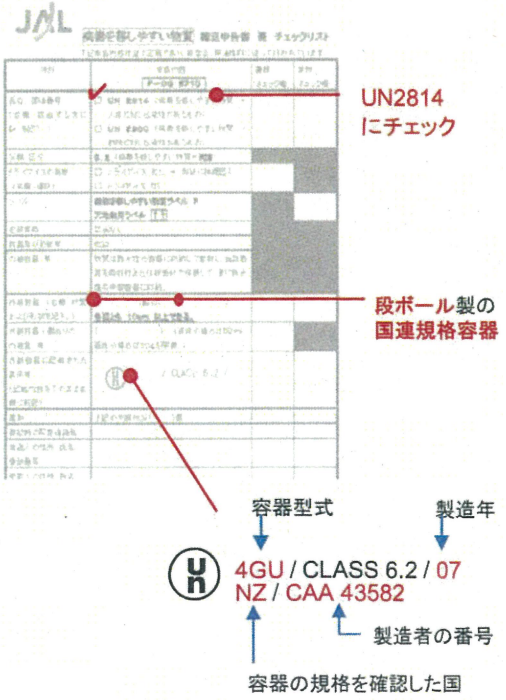

（ANAの場合）

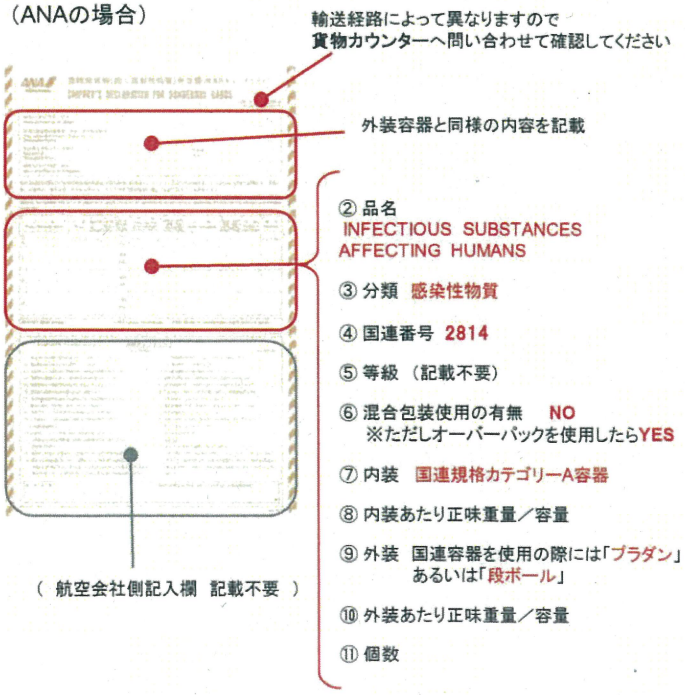

「カテゴリー B」で臨床検体を送付する際の梱包等について

検体輸送時に下記に従って、**梱包**<包装→マーキングと宛名→ラベル貼付→書類等作成>を行えば、**航空輸送が可能**です。
事前に航空会社貨物カウンターに希望の便への搭載予定を連絡しておいて下さい。

＊輸送費用の感染研着払いを求める場合、上記の要件を満たした上で、ゆうパック（陸送のみ）で発送することが可能ですが、到着までに時間を考慮した保冷対策が必要です。
＊空輸時も、機内もちこみ手荷物としてや、身につけて運ぶことはできません。

基本的三重梱包の手法

一次容器（防水性で密閉性）には外ネジのチューブを使用

内ネジのチューブはネジ筋に沿ってリークが起こる可能性があるため

一次容器には、指定の検体用シールを貼付する

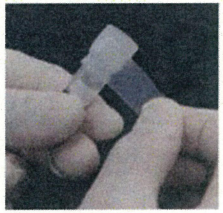

二次容器（一次容器の保護の為の耐久性、防水性、密閉性）と、吸収材、緩衝材、外装容器の例

中に、液体全部を吸収するための十分量の吸収材を入れ、緩衝材で包む

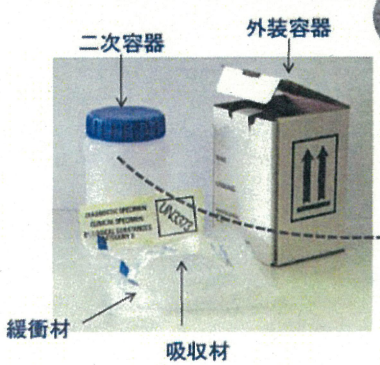

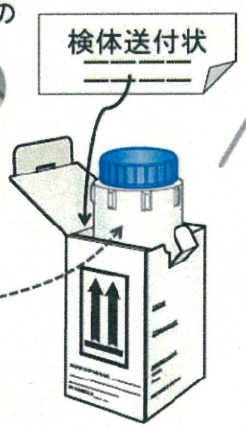

空輸に必要な外装容器への記載事項とラベル

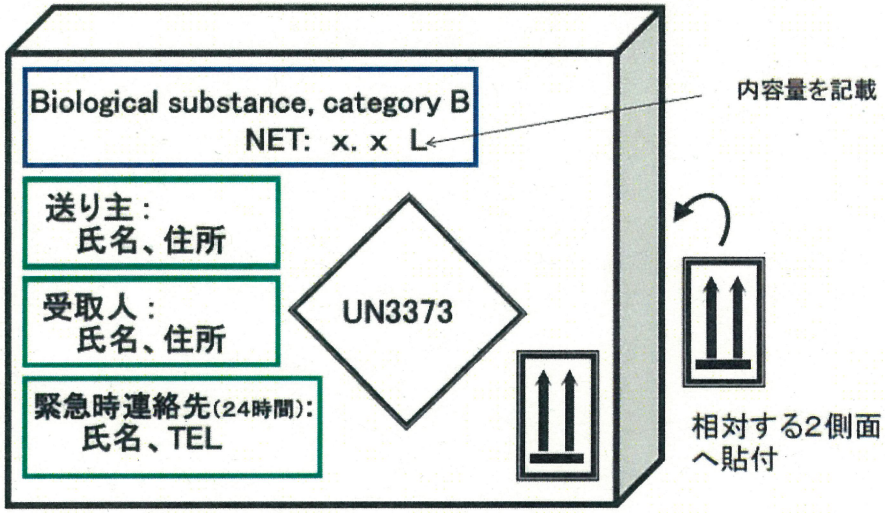

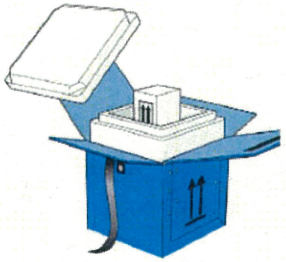

保冷材を外装容器の外に入れる場合には、オーバーパックを利用し、その表面には、外装容器と同じ内容の表示とラベルを貼付し、「OVERPACK」と記載する。

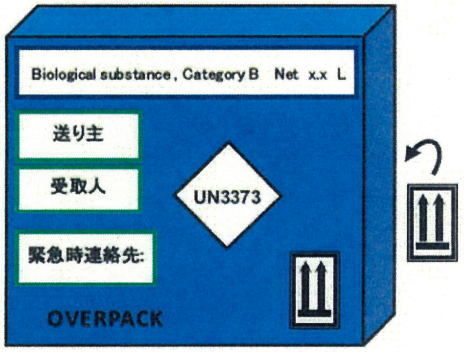

参考： WHOガイダンス日本語版のp21～24ならびにp36～39も熟読ください。(http://www.nih.go.jp/niid/docs/guidance_transport.pdf)

ウイルスサーベイランス

第１　目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（Ａ型、Ｈ１、Ｈ３、新型Ｈ１、Ｂ型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の割合を評価する。

第２　実施の概要

１　都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、所管している地方衛生研究所と協議を行い、本サーベイランスにおいて検査を行う検体数の上限をあらかじめ定めておくこととする。

２　病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限に達するまで、インフルエンザ定点医療機関として、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者について、検体を採取する。

３　病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。

４　保健所は、２、３で採取された検体を入手し、地方衛生研究所に送付する。

５　地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、インフルエンザウイルスの型・亜型についての確認検査を行う。

ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はＰＣＲ検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、ＰＣＲ検査については、インフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのＰＣＲ検査の実施状況をも勘案しつつ実施する。なお、ウイルスの同定にあたっては、赤血球凝集抑制（ＨＩ）試験を行い、あわせてＨＡの抗原性の変化を確認する。

６　地方衛生研究所は検査体制に応じて、病原体定点医療機関において採取された

検体から分離されたウイルスの一部について、薬剤耐性の確認検査を行う。

7　地方衛生研究所は、分離されたウイルス株等を必要に応じて国立感染症研究所に送付し、国立感染症研究所は、送付されたウイルス株について遺伝子解析等の詳細な検査を行う。

8　都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とＰＣＲ検査の結果が重複して計上されないように注意する。

（参照）

・平成 11 年健医発第 458 号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」

第３　厚生労働省に対する連絡

地方衛生研究所は、第２の５の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（ＮＥＳＩＤ）の「病原体検出情報システム」で行うものとする。

第４　実施時期

通年、実施する。

第５　その他

1　インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。

2　検体のサンプリングの実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定であるが、それまでの間、従来のインフルエンザにおける方法に準じて対応することとする。

3　都道府県等においては、地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認について、国立感染症研究所より送付する実施要綱に基づき、実施体制の整備に努めることとする。

4　四種病原体等となる新型インフルエンザ等感染症の病原体の運搬に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 31 条の 36 及び「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」（平成 19 年厚生労働省告示第 209 号）を遵守して対応する。

新旧対照表

（変更点は下線部で示す）

改　正　案	現　行
2　重症化及びウイルスの性状変化の監視 ウイルスサーベイランス 第１　（略） 第２　実施の概要 （略） ３　病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。 （略）	2　重症化及びウイルスの性状変化の監視 ウイルスサーベイランス 第１　（略） 第２　実施の概要 （略） ３　病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりの季節性インフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。 （略）

5　地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザウイルスの確認検査を行う。 ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はＰＣＲ検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、ＰＣＲ検査については、インフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのＰＣＲ検査の実施状況も勘案しつつ実施する。なお、ウイルスの同定にあたっては、赤血球凝集抑制（ＨＩ）試験を行い、あわせてＨＡの抗原性の変化を確認する。	5　地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、確認検査を行う。 ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はＰＣＲ検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、ＰＣＲ検査については、クラスターサーベイランスやインフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのＰＣＲ検査の実施状況をも勘案しつつ実施する。なお、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）を含めた標準抗血清及び標準抗原が配布されるまでの時期においては、ウイルスの分離・同定を行い、赤血球凝集抑制（ＨＩ）試験の結果が、Ａ（＋）、Ｈ１（－）、Ｈ３（－）、Ｂ（－）となった場合には、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ウイルスである可能性が高いとみなし、「A not subtyped」とする。この場合、ＰＣＲ検査により新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）であることを確認する。
6　地方衛生研究所は検査体制に応じて、病原体定点医療機関において採取された検体から分離されたウイルスの一部について、薬剤耐性の確認検査を行う。	（新規）
7　地方衛生研究所は、分離されたウイルス株等を必要に応じて国立感染症研究所に送付し、国立感染症研究所は、送付されたウイルス株について遺伝子解析等の詳細な検査を行う。	

8　都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とＰＣＲ検査の結果が重複して計上されないように注意する。	6　都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とＰＣＲ検査の結果が重複して計上されないように注意する。
（参照）（略）	（参照）（略）
第３　厚生労働省に対する連絡	第３　厚生労働省に対する連絡
地方衛生研究所は、第２の５の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。 当該報告は、感染症サーベイランスシステム（ＮＥＳＩＤ）の「病原体検出情報システム」で行うものとする。	1　地方衛生研究所は、第２の５の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。 当該報告は、感染症サーベイランスシステム（ＮＥＳＩＤ）で行うものとする。
（削除）	2　都道府県等は、第２の６で入手した情報を、１週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。 当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（ｉＮＥＳＩＤ）で行うものとする。
第４　（略）	第４　（略）
第５　その他	第５　その他

1 （略）	1 （略）
（削除）	2　都道府県等は、第３の２の報告を行う際は、１週間ごとにそれぞれの集計した結果を入力し、新たに判明した結果については過去に遡って入力する。また、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の診断目的の確認検査（入院患者等の診断を目的とした検査を含む。）と診断以外の目的の確認検査を区別する。
2　検体のサンプリングの実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定であるが、それまでの間、従来のインフルエンザにおける方法に準じて対応することとする。	3　検体のサンプリングの実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定である。
3　都道府県等においては、地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認について、国立感染症研究所より送付する実施要綱に基づき、実施体制の整備に努めることとする。	4　地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認方法については、国立感染症研究所より、別途、実施要綱を送付する予定である。実施要綱に基づき、都道府県等においては実施体制の整備に努めることとする。
4　四種病原体等となる新型インフルエンザ等感染症の病原体の運搬に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 31 条の 36 及び「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」（平成 19 年厚生労働省告示第 209 号）を遵守して対応する。	（新規）